

令和元年度第1回総合教育会議

令和元年7月8日（月）

会議次第

- 1 教育行政に関する大綱の改定について
- 2 その他

東大阪市教育局に関する大綱(平成27年10月策定) 期間中の重点的な取組み事項 総括

① 誕生から始まる連続、一貫した教育により一人ひとりの子どもの生きる力を育てる

誕生から家庭での教育、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高校まで学びの連続性を保ち、一貫した教育を子どもたちに提供する仕組みを構築します。

小・中の連携教育モデル校を定め実施し、子育て支援との連携（市子育て支援部局との連携）、幼稚園・保育所・認定こども園の横の連携の仕組みづくりを進めることで、学力向上、体力向上、異なる世代間の交流による相互の成長等を図ります。

【アクションプランにおける主な教育施策・主な事業】

主な教育施策	主な事業
幼児教育の充実	幼稚園教育支援事業
一貫教育に向けた取組みの推進	一貫教育推進事業

重点的な取組み事項に対する総括

平成27年度に法改正が行われ、新しい子ども子育て支援制度が始まる中、本市では「公立の就学前教育・保育施設再編整備計画」を策定し、幼児期における質の高い学校教育・保育の提供、待機児童の解消、預かり保育や在宅での子育ての強化をめざし、公立幼稚園、保育所の再編のもと、新しい子ども子育て制度を進めてまいりました。その中、「学びの連続」に視点をおいた幼児教育にかかる幼稚園児の英語に親しむ取組み支援として、これまでのALT（外国語指導教師）派遣（全幼稚園・認定こども園、週1回半日）に加え、重点配置園にはALTを週2～3日派遣し、英語教育や多文化理解の端緒づくりをすすめました。

また、子ども達の学力向上をはじめとする「生きる力」を育むため、また、教育を取り巻く今日的課題の解決のために、就学前から小学校段階と中学校段階を一貫させた教育の必要性が求められるなか、本市では、子どもに関わる教職員すべてが、「15歳の春の姿」を共にイメージし、義務教育9年間を通じ、発達段階に応じた系統性・連続性のある教育の確立を目指して、平成29年度より、教育委員会事務局に設置された小中一貫教育推進室を中心に、小学校6年生の中学校登校、小学校高学年における定期テストや教科担任制の導入などの取組みを行ない、その結果、平成31年度には、9年制で教育を行う義務教育学校2校の開校を含めて、全ての中学校区で小中一貫教育が本格的にスタートいたしました。

また、これにあわせて、東大阪市独自の教科である「夢TRY科」を開始いたしました。「夢TRY科」は小学校3年から中学校3年までの7年間で三つのステージに分け、社会のあり方や災害への備えなどの共通するテーマについて、ステージ毎に学んでいくもので、子どもたちが社会に興味・関心を抱き、学びへの意欲の向上を目標に、東大阪市の小中一貫教育の柱として取り組んでいるものです。

今後に向けても、これら小中一貫教育の定着・発展をはかりながら、子育て支援との連携、幼稚園・保育所・認定こども園の横の連携の仕組みづくりを一層進めることで、一人ひとりの子どもの生きる力を育ててまいります。

東大阪市教育行政に関する大綱(平成27年10月策定) 重点的な取組み事項 総括

② キャリア教育のより一層の推進

本市の強みである地域の企業や商店との連携によるキャリア教育をこれまで以上に推進する仕組みをつくりまします。

市内の企業や商店での子どもたちの職業体験等を進め、仕事を知るとともに、先輩から生き方を学び、情操を養い、自尊感情を育み、すべての子どもが将来の夢を持つことを目標にします。

また実生活や仕事における基礎学力の意義を実感できるものにします。こうしたことを通じて、学力向上や生きる力を育みます。

また、子どもたちが職業体験の成果発表等で広く情報発信することで、モノづくりをはじめとした本市の産業の魅力を伝えていきます。

【アクションプランにおける主な教育施策・主な事業】

主な教育施策	主な事業
モノづくりのまち 東大阪の特色をいかしたキャリア教育の充実	キャリア教育推進事業

重点的な取組み事項に対する総括

本市の「モノづくりのまち」という特色を生かしながら、職場体験学習やものづくり体験教室、NPOとの協働などによるキャリア教育に取組み、社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を身につけさせるとともに、すべての子どもが将来の夢を持ち、「生きる力」を育成することをめざしています。平成30年度には、64ヶ所のモノづくり企業にご協力いただき、全25中学校で職場体験学習を実施し、159人の生徒がモノづくりに関する体験を行いました。参加した生徒のアンケート結果からは、多くの生徒が働くことのやりがいや厳しさ、マナーの大切さなどを学ぶとともに、将来について考えるきっかけになったなどの成果が見られました。

さらに本市と大阪大学との連携協定に基づき、平成30年度より、医療分野の先進的な研究に触れ、生命・医学に対する関心を高めるとともに、進路に対して展望を持ち、学習意欲の向上につなげることを目的として、市内中学生による大阪大学医学部体験学習を実施しています。参加者からは、進路について考える機会になった、学習に対する意欲の向上につながったなど、肯定的な意見が多数ありました。

また、教職員が本市の特色を再確認し、その特色を生かした東大阪独自の「地尊感情」を育むキャリア教育の推進を図ることを目的に、小中学校教職員を対象としたキャリア教育研修「地尊感情を育むフィールドワーク」を地元企業の協力をいただき行っています。フィールドワークに参加した教職員からは「(地元企業の)誇れる技術や熱い思いを子どもたちに伝えたい」など、モノづくりのまち東大阪の企業について学び、キャリア教育の実践につなげる意識が高まりました。

今後も引き続き、産学官の連携強化を図っていくとともに、本市産業の魅力を発信し、「地尊感情」を育み、「生きる力」の育成をめざしたキャリア教育を推進してまいります。

東大阪市教育行政に関する大綱(平成27年10月策定)

重点的な取組み事項 総括

③ 連携をキーワードとした学力向上の取組み

大学との連携による特色ある学習機会づくり（学生の協力による科学実験や歴史学習等）、保護者や地域、市民グループとの連携による学校をキーステーションとした様々な学習の機会を持つことで、実践的な学習から学力向上につなげる取組みを進めます。

【アクションプランにおける主な教育施策・主な事業】

主な教育施策	主な事業
子どもたちの確かな学力の確立	学びのトライアル事業・少人数学級(35人学級)の拡充
	I C T学習評価支援ツールの試験的導入
	学校図書支援事業
外国語教育によるグローバル人材育成に向けた取組みの強化	英語教育推進事業
	日新高等学校短期語学研修事業

重点的な取組み事項に対する総括

就学前教育・保育と小学校教育の接続・連続性を重視した学力向上対策として、協力中学校区の学校園に加え、私立の幼稚園やこども園、保育園並びに有識者と連携し、「認知能力」の下支えとなる「非認知的能力」に着目した就学前教育・保育理論や、就学スタート期における効果的な教育実践に向けた確認事項などをまとめた「手引き」を作成しました。

平成29年度には中学校、平成30年度には小学校でも電子黒板を全ての普通教室に設置し、デジタル教科書やデジタル教材を使用できる環境を整備して、わかりやすい授業づくりにむけた電子黒板の効果的な活用を進めています。

また、少人数学級（35人学級）を小学校3年生まで拡充し、一人ひとりの子どもにきめ細やかな指導を行うことで子どもたちの学力の向上に取り組んでいます。

授業における評価の可視化と改善を図ることを目的として、ICT学習支援ツールを試験的に導入し、平成28年度は九州工業大学と、平成29～30年度は小阪中学校と共同研究を実施し、教育フォーラムにて研究成果の発表を行いました。

生きる力の下支えとなる学力の向上に向けては、平成28年度より蓄積している小学校標準学力調査及び、大阪府チャレンジテスト結果を児童生徒（家庭）、学校、市教委それぞれ役割のなかで経年分析し、小中一貫教育の推進のもと課題を明確にしながら改善に取り組んでまいります。また、これまで実施してきた子どもへの意識調査に加え、平成30年度より実施している教職員への授業等に関する意識調査結果を重ねて分析することで、より効果的な取組みに活かしてまいります。

東大阪市教育行政に関する大綱(平成27年10月策定)

重点的な取組み事項 総括

④ 様々な背景のある子どもをはじめ、一人ひとりの子どもを連携によりサポート

貧困等の理由で十分な学習が難しい子どもへの市福祉部局と連携したサポートの検討や、様々な背景のある子ども等への特別支援教育の拡充により、すべての子どもが幸せに育つことができる環境を確保します。同時に、一人ひとりの子どもの可能性を最大限引き出す教育を追求します。

この場合も様々な専門機関との連携や、幼稚園、保育所、認定こども園で取り組んできた個別のサポートの内容を的確に小学校と共有することなど、誕生から高校までの連続、一貫した教育（縦の連携）を重視して取り組みます。

【アクションプランにおける主な教育施策・主な事業】

主な教育施策	主な事業
個々のニーズに対応した教育の推進	特別支援教育推進事業
	教育支援センター事業
貧困等の理由で学習が難しい子どもへの支援	奨学金事業・就学援助費支給

重点的な取組み事項に対する総括

特別な支援を必要とする子どもの障害の状況に応じて、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育が求められているなか、本市では、障害のあるなしに関わらず、子どもが地域でともに生きることを基本とし、理解しあい、尊重しあう仲間として、「ともに学び、ともに育つ」教育を進めています。その充実を図るため、平成29年度には市立学校において、特別な支援を必要とする障害のある児童生徒（発達障害を含む）が在籍する学校へのスクールヘルパーの増員や特別な支援を必要とする障害のある園児（発達障害を含む）が在籍する市立幼稚園への特別支援教育支援員の配置の拡充、また専門的な医療的ケアを必要とする園児児童生徒が在籍する学校園に配置する看護師資格を有するケアアシスタントの増員を行ってまいりました。

また心理的や情緒的な原因などにより、登校したくてもできない児童生徒の学校生活への復帰に向けた支援につきましては、不登校の早期発見、未然防止に努めるとともに子どもの養育や教育に悩みを持つ保護者や教職員に対する相談、そして悩みを持つ子どもへのカウンセリング、プレイセラピー等を通して、迅速、的確に対応していくため、相談体制の充実を図ってまいりました。特に来所相談（教育相談、発達相談）においては、平成30年度の教育センターの移転に伴い、面接室等を拡充するとともに、業務改善によって電話申し込みから初回相談までの期間を短縮するなどの充実を図ることができました。

奨学金については経済的な理由などにより、修学が困難な方に対しては、誰もが教育を受けられるように環境や支援策の整備が求められています。本市においては無利子での奨学資金の貸与を行っておりますが、平成29年度には所得基準を引き上げるとともに、収入印紙の貼付を不要にするなど、より利用しやすい制度へと改善を図りました。その奨学資金の原資となる返還金未収金への収納対策については、平成29年度より法的措置を含めた収納対策を行っております。また就学援助については、入学準備費を平成31年度入学予定者より入学前の3月上旬に支給するように変更するなど、より良い就学支援となるよう努めています。

めまぐるしく移り変わる社会状況の中、今後も子どもたち誰もが適切な教育の機会を確保できるよう、環境の整備や支援を行ってまいります。

東大阪市教育行政に関する大綱(平成27年10月策定) 重点的な取組み事項 総括

⑤ 教育の質の向上、教職員の教育力を高める環境の確保

様々な連携を活用して、教職員だけでは手の届かない学習機会を工夫します。教職員も一人ひとりの子どもの成長を実感し、より意欲的に成果を取り入れられるような、教職員に過重な負担がかからない仕組みをつくります。

【アクションプランにおける主な教育施策・主な事業】

主な教育施策	主な事業
教員の資質能力の総合的な向上	スクールカウンセラー配置事業
	スクールソーシャルワーカー配置事業
	教職員研修
	I C T 学習評価支援ツールの試験的導入（再掲）
	学校園における学校事務支援事業

重点的な取組み事項に対する総括

平成31年3月18日付けで文部科学事務次官より「学校における働き方改革に関する取り組みの徹底について（通知）」があり、教育委員会においても学校における働き方改革の取り組みを進めていくことが求められる一方で、子どもたちを取り巻く環境が複雑化するなか、専門的な知識に基づいた支援が求められています。

本市では、スクールカウンセラーを各中学校区及び日新高等学校に1人ずつ配置し、学校の教育相談体制の充実を図り、教職員と連携して子どもの心理的ケアを行っています。また、スクールソーシャルワーカーについては、令和元年度に拠点配置小学校を7校から9校に拡充するとともに、拠点配置中学校ブロック以外には、学校からの要請に応じて派遣活用を行っています。ケース会議やいじめ・長期欠席・不登校対策ブロック会議等に参加し、福祉的な視点から、アセスメント・プランニングなどを教職員と協議し、福祉機関などの社会資源との連携も円滑に行っています。

また、教職員の負担軽減に向けた取り組みといたしましては、平成30年4月より定時退庁日やノークラブデーを実施するとともに、勤務時間を客観的に把握し、時間外勤務の縮減を図るよう、出退勤システムを同年12月から導入いたしました。また、今年度からは、学習プリントの印刷業務などの専門的でない業務を教職員に代わり担う「スクール・サポート・スタッフ」を各小中学校・義務教育学校に配置いたしました。今後はさらに長期休業期間中の学校閉庁日の導入や学校園への留守番電話機の設置を進め、指導力の向上を図るための教職員研修の時間の確保、教職員の本来の業務である教材研究や子どもに向き合う時間を増やすことにより、教育の質の向上につなげてまいります。

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

II 教育をめぐる現状と課題

1 これまでの取組の成果

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
- 給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
- 学校施設の耐震化の進展 等

2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- (1)社会状況の変化
人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等
- (2)教育をめぐる状況変化
○子供や若者の学習・生活面の課題
○地域や家庭の状況変化
○高等教育の質保証等の課題
- (3)教育をめぐる国際的な政策の動向
OECDによる教育政策レビュー 等

IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える

V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- ・教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す[ロジックモデルの活用、指標設定]
実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施
[職員の育成、先進事例の共有]
評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
- ・客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM(Evidence-Based Policy Making))
を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
- ・人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
- ・次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す

《個人と社会の目指すべき姿》

(個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成

(社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

《教育政策の重点事項》

- 「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

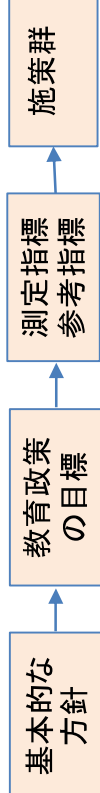
2. 教育投資の在り方(第3期計画期間における教育投資の方向)

- ・人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
- ・各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
〔
 - ◇学校指導体制・指導環境整備、チーム学校
 - ◇学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策)
 - ◇大学改革の徹底・教育研究の質的向上
 - ◇若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援
 - ◇社会人のリカレント教育の環境整備
 - ◇大学施設の改修 など〕
- ・OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
- ・その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、

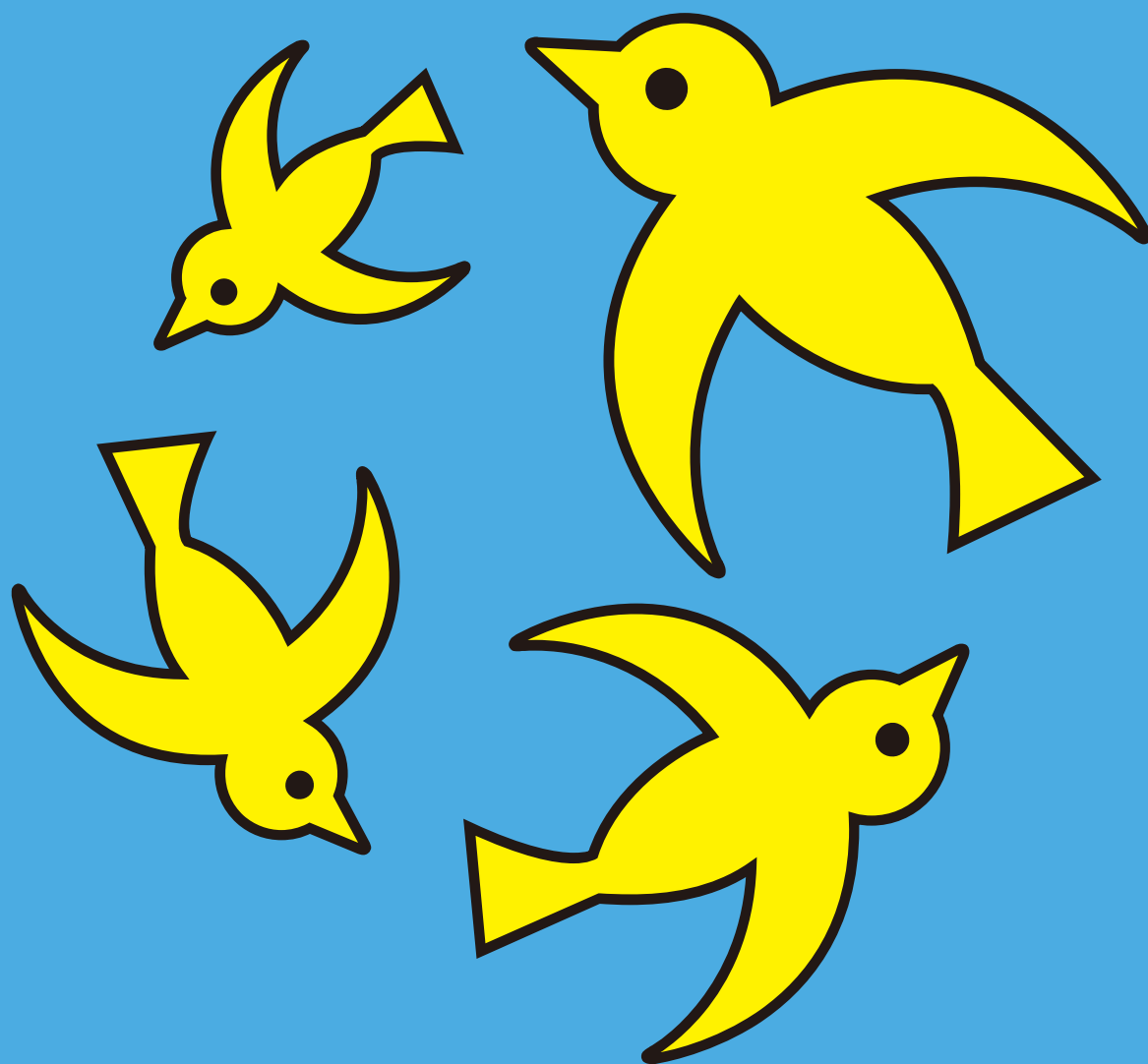
- ①教育政策の目標
- ②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標
- ③目標を実現するために必要となる施策群を整理



基本的な方針	教育政策の目標	測定指標・参考指標(例)	施策群(例)
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1) 確かな学力の育成<主として初等中等教育段階>	○知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持	○新学習指導要領の着実な実施等
	(2) 豊かな心の育成<〃>		○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成
	(3) 健やかな体の育成<〃>	○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善	○いじめ等への対応の徹底、人権教育など
	(4) 問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>	○いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善	
	(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>		
	(6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進<〃>		
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7) グローバルに活躍する人材の育成	○外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする	○日本生徒・学生の海外留学支援
	(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成	○修士課程修了者の博士課程への進学率の増加	○大学院教育改革の推進
	(9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成		
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経歴を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討
	(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進	○大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする	○社会人が働きながら学べる環境の整備
	(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進		
	(13) 障害者の生涯学習の推進		
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応	○生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善	○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援
	(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供		
	(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	○小中学校の教諭の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮	○教職員指導体制・指導環境の整備
	(17) ICT利活用のための基盤の整備	○学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備	○学校のICT環境整備の促進
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備	○緊急的な老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な削減	○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進
	(19) 児童生徒等の安全の確保	○私立学校の耐震化等の推進(早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了)	
	(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革	○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善	○学校安全の推進
	(21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化		

生きる力

学びの、その先へ



学校で学んだことが、明日、そして将来につながるように、
子供の学びが進化します。新しい学習指導要領、スタート。

小学校：2020年度～ 中学校：2021年度～ 高等学校：2022年度～

幼稚園は、2018年度に新しい幼稚園教育要領がスタート。特別支援学校は、小・中・高等学校学習指導要領に合わせて実施。



学校で学んだことが、子供たちの「生きる力」となって、明日に、そしてその先の人生につながってほしい。

これからの社会が、どんなに変化して予測困難になっても、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。

そして、明るい未来を、共に創っていききたい。

2020年度から始まる新しい「がくしゅよう しじょう ようきよう学習指導要領」には、そうした願いが込められています。



「学習指導要領」とは、全国どの学校でも一定の教育水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準です。

およそ10年に一度、改訂しています。

子供たちの教科書や時間割は、これを基に作られています。

これまで大切にされてきた、

子供たちに「生きる力」を育む、という目標は、

これからも変わることはありません。

一方で、社会の変化を見据え、新たな学びへと進化を目指します。

生きる力 学びの、その先へ

新しい「学習指導要領」の内容を、多くの方々と共有しながら、子供たちの学びを社会全体で応援していきたいと考えています。

目指すのは「社会に開かれた教育課程」の実現

保護者の皆さまや地域の皆さまのお力添えをいただきながら、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を達成していきます。

保護者の皆さまへ

子供たちの「生きる力」を育むには、
学校での学びを日常生活で活用したり、
ご家庭での経験を学校生活に生かしたりすることが、
とても大切です。

お子さんが学校で学んだことについて、
ご家庭で、ぜひ話してみてください。

保護者の皆さまの働きかけが、
子供たちの「生きる力」を育む大きな原動力になります。



保護者の働きかけがある子供の学力は高いという傾向があります。
例えば、.....

- ☐ 学校や友達のこと、地域や社会の出来事など家庭での会話が深い。
- ☐ テレビ・ビデオ・DVDを見る時間などのルールを決めている。
- ☐ テレビゲーム（携帯電話やスマートフォンを使ったゲーム等を含む）をする時間を限定している。
- ☐ 子供に本や新聞を読むようにすすめている。
- ☐ 子供に最後までやり抜くことの大切さを伝えている。
- ☐ 自分の考えをしっかりと伝えられるようになることを重視している。
- ☐ 地域や社会に貢献するなど人の役に立つ人間になることを重視している。

（平成29年度全国学力・学習状況調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究）

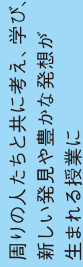
DATA

子供たちの学びはどう進化するの？

(アクティブ・ラーニング)



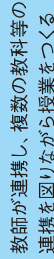
一つ一つの知識がつながり、
「わかった!」「おもしろい!」
と思える授業に



周りの人たちと共に考え、学び、
新しい発見や豊かな発想が
生まれる授業に

自分の学びを振り返り、次の学びや生活に生かす力を育む授業に

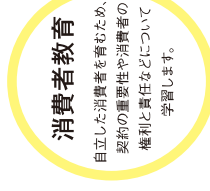
て教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ります。



教師が連携し、複数の教科等の
連携を図りながら授業をつくる

三つの力をバランスよく育みます。

上記のほか、**「体験活動」「キャリア教育」「起業に関する教育」「金融教育」「防災・安全教育」「国土に関する教育」**なども充実します。



自立した消費者を育むため、
契約の重要性や消費者の
権利と責任などについて
学習します。

幼児期の教育

遊びや生活の中で
生きる力の基礎を
培います。



- ・特別の教科道徳
- ・総合的な学習の時間
- ・特別活動

「特別の教科 道徳」では、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて、認め、励ますための評価（記述式）を行います。特定の考え方を押し付けたり、評価を試で使ったりしません。

特別支援学校 小学部 支援学校 小学部 特別支援学校 中学部 特別支援学校 中学部

「能力性を最大限に伸ばします。」



校近鄰

各学科に共通する各教科等

総合的な
探究の時間

外国語
道徳
歴史
地理
公民
数学
理科
体育

音楽
美術
英語
看護
情報
工業
商業
水産
養育

主として専門学科において
開設される各教科

特别支援学校高等部

特別支援学校 中学部

特别支援学校 小学部

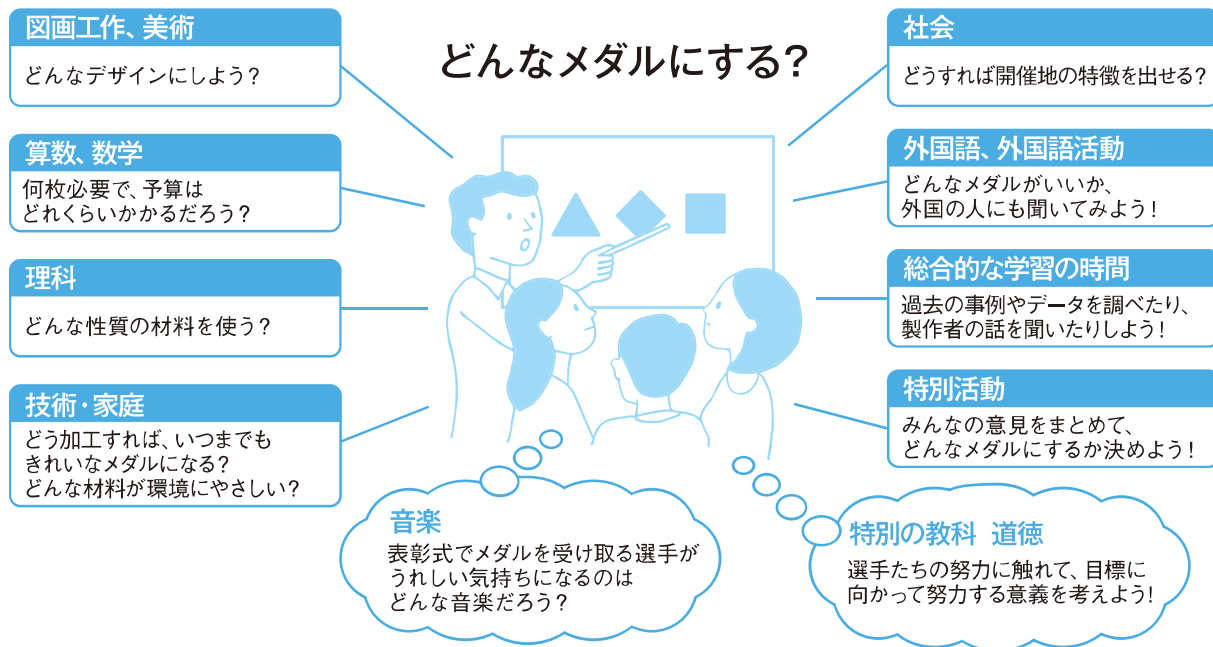
新しい学習指導要領で目指す学びを体感！

オリンピック・パラリンピックのメダルをつくるなら

新しい学習指導要領では、社会に出てからも学んだことを生かせるような学校教育を目指します。

各教科等を通じて得た力は、将来どのように生かされるのでしょうか？

「オリンピック・パラリンピックのメダルづくり」というテーマで例を示してみました。



実際のオリンピック・パラリンピックのメダルにも、各教科等を通じて得た力が生かされています。

2012年
ロンドン（英国）開催
ロンドンを流れる
テムズ川をモチーフに
した曲線を
施したメダル

1998年
長野（日本）開催
日本の伝統技術や
文化を生かした漆、
蒔絵、七宝のメダル

2016年
リオデジャネイロ（ブラジル）開催
視覚障害者に配慮し
金銀銅で異なる
音の鳴るメダル
（パラリンピック）

学校での学びを
活用してメダルを
つくってみよう



東京2020オリンピック・パラリンピックでは、
使用済み携帯電話など小型家電から抽出した
リサイクル金属で製作する予定です。



日本国政府



くわしくは文部科学省「学習指導要領ウェブサイト」へ
各界で活躍中の著名人へのインタビューも！

URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm?mdia=pamp01



文部科学省

初等中等教育局教育課程課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 03-5253-4111（代表）

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理。

(例) 中学校理科：①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるとともに、②観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり表現したりする力を養い、③科学的に探究しようとする態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。

我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかりと引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要。

〔語彙を表現に生かす、社会について資料に基づき考える、日常生活の文脈で数学を活用する、観察・実験を通じて科学的に根拠をもって思考するなど〕

※ 学校における喫緊の課題に対応するため、義務標準法*の改正による16年ぶりの計画的な定数改善を図るとともに、教員の授業準備時間の確保など新学習指導要領の円滑な実施に向けた指導体制の充実や、運動部活動ガイドラインの策定による業務改善などを一層推進。

* 義務標準法：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

※ 既に行われている優れた教育実践の教材、指導案などを集約・共有化し、各種研修や授業研究、授業準備での活用のために提供するなどの支援の充実。

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

○ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。

○ そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

4. 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成

- ・発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成(小中:国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど)の充実(小中:総則、各教科等)

理数教育の充実

- ・前回改訂において2～3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動(小:算数、中:数学)や見通しをもった観察・実験(小中:理科)などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実(小:算数、中:数学)、自然災害に関する内容の充実(小中:理科)

伝統や文化に関する教育の充実

- ・正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと(幼稚園)
- ・古典など我が国の言語文化(小中:国語)、県内の主な文化財や年中行事の理解(小:社会)、我が国や郷土の音楽、和楽器(小中:音楽)、武道(中:保健体育)、和食や和服(小:家庭、中:技術・家庭)などの指導の充実

道徳教育の充実

- ・先行する道徳の特別教科化(小:平成30年4月、中:平成31年4月)による、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実

体験活動の充実

- ・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実(小中:総則)、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視(小中:特別活動等)

外国語教育の充実

- ・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入
※小学校の外国語教育の充実にあたっては、新教材の整備、養成・採用・研修の一体的な改善、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い支援
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実

その他の重要事項

○幼稚園教育要領

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化
(「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」)

○初等中等教育の一貫した学びの充実

- 小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実(小:総則、各教科等)
- 幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視(小中:総則、各教科等)

○主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実

- 市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解(小:社会)、国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる(小:社会)、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察(中:社会)、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動(小中:特別活動)
- 少子高齢社会における社会保障の意義、仕事と生活の調和と労働保護立法、情報化による産業等の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組(中:社会)
- 売買契約の基礎(小:家庭)、計画的な金銭管理や消費者被害への対応(中:技術・家庭)
- 都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応(小:社会)、自然災害に関する内容(小中:理科)
- オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解(小:社会)、オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解(小:体育、中:保健体育)、障害者理解・心のバリアフリーのための交流(小中:総則、道徳、特別活動)
- 海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実(小中:社会)

○情報活用能力(プログラミング教育を含む)

- コンピュータ等を活用した学習活動の充実(各教科等)
- コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成(小:総則、各教科等(算数、理科、総合的な学習の時間など))

○部活動

- 教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制(中:総則)

○子供たちの発達の支援(障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等)

- 学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について、小学校段階から明記。(小中:総則、特別活動)
- 特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫(小中:総則、各教科等)
- 日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程(小中:総則)、夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について規定(中:総則)

東大阪市教育行政に関する大綱

東 大 阪 市

平成27年10月

I 大綱策定の目的

1 大綱の位置づけ

平成 27 年 4 月 1 日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）が改正され、新たに法第 1 条の 3 第 1 項において、「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」と規定されました。

また、同じく改正後の法第 1 条の 4 第 1 項の規定により、平成 27 年度より、市長と教育委員会の協議調整の場である総合教育会議を設置することになりました。総合教育会議は、市長と教育委員会が教育施策の方向性を共有し、一致して施策を進めることを目的に設けられたものです。

この総合教育会議において協議・調整する事項として第一に掲げられているのが「教育行政の大綱」の策定に関する協議です。

以上の規定に基づき、本市においても、このたび「東大阪市教育行政に関する大綱」を策定しました。

2 大綱策定の目的

「東大阪市教育行政に関する大綱」は、市長と教育委員会とが、めざすべき教育の目標や理念、指針を共有し、より一層民意を反映した教育施策を協力して推進できるよう、重点的な取組み事項等を定めるものです。

3 大綱の対象期間

本大綱が対象とする取組み期間は、平成 28 年度から平成 31 年度の 4 年間とし、おおむね 2 年に 1 度見直しを行います。

4 大綱策定の視点

我が国の人口構成の変化、少子化・高齢化の時代における激しい社会構造の変化・社会情勢の変化の中で、「絆」という言葉をキーワードに、様々な人とのつながりあい、支え合っていくことが大切です。このため、学校・家庭・地域など各主体間、教育と福祉など各分野間、幼稚園と保育園と認定こども園、また、小学校と中学校など各教育・福祉施設間のつながりなどによる連携を活発にし、様々な問題を解決し、市全体としての教育力の向上を図っていきます。

また、東大阪市には次のような教育資源となり得る数々の特色があります。

- ・ 技術力の高い中小企業の集積地としてのモノづくりのまち
- ・ 伸線工業や鋳螺工業の発祥から今日の世界的な技術を有する企業の集積地へと発展した東大阪市の産業の歴史や市内各地域で盛んな祭りなど地元に着した伝統文化が存在する歴史と文化のまち

- ・ 花園ラグビー場を有し小中学校でもラグビーを中心としたスポーツ振興を推進するまち
- ・ 「愛ガード」運動への多数の市民の参画にも見られるように子どもたちの教育に対する地域の関心の高いまち
- ・ 市内に多くの大学が立地し、周辺市の大学を含め、市が大学と包括協定を締結している大学のまち

今日の経済のグローバル化をはじめ厳しい時代を生きる子どもたちには、自らの人生を切り拓くとともに、多様な価値観を受容し、共生していくことが求められるなか、子どもの能力や可能性を引き出すとともに自信を育む教育の実現が必要とされています。東大阪市では、これらの優れた教育資源を活用し、また、そのことにより地域にもよい影響を与える環境づくりを行い、子どもたちの主体的な学習と地域の教育力の活性化をめざします。

なお、大綱の策定においては、課題と成果を検証しながら、より具体的な教育施策が進められるよう、網羅的な内容ではなく、項目の重点化を図ります。

5 大綱策定の体制

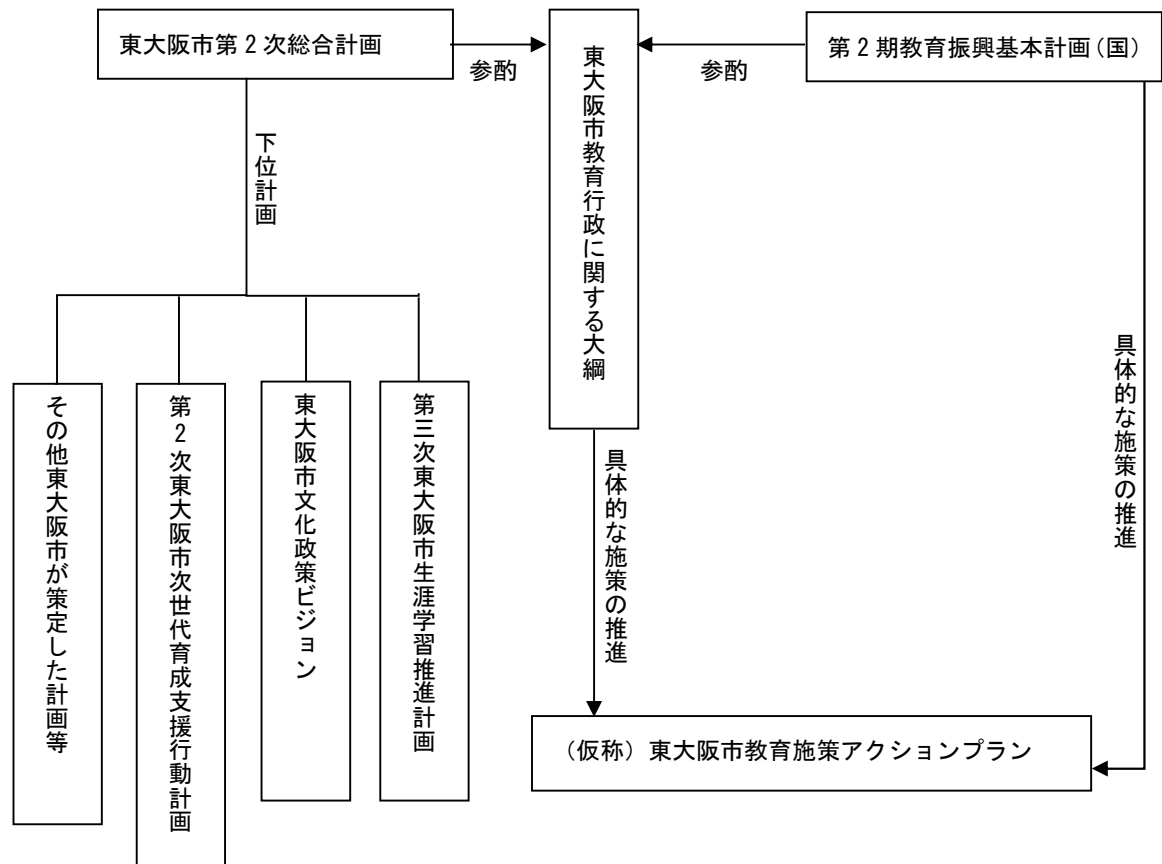
「教育行政の大綱」は、地方公共団体の長が、総合教育会議において協議して定めるとされていることから、本市においても平成 27 年 4 月に設置した総合教育会議において協議を重ね策定しました。

6 国の教育振興基本計画、本市の他の計画との関係

「教育行政の大綱」は教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針、すなわち国の第 2 期教育振興基本計画を参酌することとされています。

また、本市の他の計画との関係は図のとおりです。さらに、大綱に基づく具体的な施策の展開は、「（仮称）東大阪市教育施策アクションプラン」を具体的施策として策定することにより、進めていきます。

【図】東大阪市教育行政に関する大綱及び（仮称）東大阪市教育施策アクションプランと他の計画との相関図



※下位計画における教育行政に係る部分については、（仮称）東大阪市教育施策アクションプランとの整合性を図りながら推進していきます。

Ⅱ めざすべき教育の姿と重点的な取組み

東大阪市のめざすべき教育の姿を描いたうえで、取組みを進めるにあたっては2つの基本的な理念を踏まえることとし、期間中の重点的な取組み事項として、次の5点を掲げます。

1 めざすべき教育の姿

- ◎ 変化の激しい社会の中で、一人ひとりが自立して生き抜く力を持ち、社会で活躍すると同時に、豊かな心を持って、様々な人との絆を深めながら人権尊重にねざした社会をめざす

2 重点的な取組みを進めるにあたっての基本的な理念

教育行政を推進するにあたっては、あらゆる教育施策に通じる基本的な理念を踏まえる必要があります。

東大阪市においては、「生涯学習の理念に基づく教育」及び「人権尊重を基本とする教育」を中心に据えて教育行政を進めたいと考えており、この大綱に掲げる重点的な取組みの推進にあっても、下記の考え方に基づきこれらの理念を根底に据えて取組みを進めます。

- ① 自立・協働を通して、子どもが課題解決の力を身につけ、新たな価値を創造する生涯学習社会をめざす

人生の中では様々な困難や挑戦を必要とする場面に直面し、それを乗り越えるため、そのつど学びを求める必要に迫られます。また、人生を豊かなものにするため人々は新たな知識を求めます。このため、自ら課題を見つけ、あらゆる機会やあらゆる場所で主体的に学習することができ、そのことを適切に評価される生涯学習社会をつくることが我が国全体の課題とされています。

このため、子どもたちには、様々な人々との協働により主体的に学習する姿勢と課題解決の力を身に付けられるようにするとともに、あらゆる世代の市民が学習を必要とするときにはそれに応えられるよう、学習機会の充実を図ることを考慮しながら、教育施策を推進していきます。

- ② 他者と自分自身をともに尊重し、一人ひとりの違いを認め合う人権教育の推進

人権教育を通じて、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それを具体的な態度や行動として現すことができる力を育みます。そのため、体系的な人権教育の実践をはじめ、学校園や家庭・地域との連携を図りながらあらゆる教育の場面を通して積極的かつ継続的に人権尊重意識の醸成に取り組めます。

3 期間中の重点的な取組み事項

●重点的な取組みの具体的な推進と取組み相互の関係の重視（方針）

重点的な取組みの具体的な推進にあたっての重要なポイントとして、「連携」を位置づけました。その内容は次のとおりです。

- ・様々な主体との横の連携を活用した教育の質の向上
- ・誕生から、子育て支援、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高校までの連続、一貫した教育（縦の連携）

また、各取組みはそれぞれが独立したものではなく、相互に関係しあっており、そのことを重視して進めていく必要があると考えています。

① 誕生から始まる連続、一貫した教育により一人ひとりの子どもの生きる力を育てる

誕生から家庭での教育、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高校まで学びの連続性を保ち、一貫した教育を子どもたちに提供する仕組みを構築します。

小・中の連携教育モデル校を定め実施し、子育て支援との連携（市子育て支援部局との連携）、幼稚園・保育所・認定こども園の横の連携の仕組みづくりを進めることで、学力向上、体力向上、異なる世代間の交流による相互の成長等を図ります。

② キャリア教育のより一層の推進

本市の強みである地域の企業や商店との連携によるキャリア教育をこれまで以上に推進する仕組みをつくります。

市内の企業や商店での子どもたちの職業体験等を進め、仕事を知るとともに、先輩から生き方を学び、情操を養い、自尊感情を育み、すべての子どもが将来の夢を持つことを目標にします。また実生活や仕事における基礎学力の意義を実感できるものにします。こうしたことを通じて、学力向上や生きる力を育みます。

また、子どもたちが職業体験の成果発表等で広く情報発信することで、モノづくりをはじめとした本市の産業の魅力を伝えていきます。

③ 連携をキーワードとした学力向上の取組み

大学との連携による特色ある学習機会づくり（学生の協力による科学実験や歴史学習等）、保護者や地域、市民グループとの連携による学校をキーステーションとした様々な学習の機会を持つことで、実践的な学習から学力向上につなげる取組みを進めます。

④ 様々な背景のある子どもをはじめ、一人ひとりの子どもを連携によりサポート

貧困等の理由で十分な学習が難しい子どもへの市福祉部局と連携したサポートの検討や、背景のある子ども等への特別支援教育の拡充により、すべての子どもが幸せに育つことができる環境を確保します。同時に、一人ひとりの子どもの可能性を最大限引き出す教育を追求します。

この場合も様々な専門機関との連携や、幼稚園、保育所、認定こども園で取り組んできた個別のサポートの内容を的確に小学校と共有することなど、誕生から高校までの連続、一貫した教育（縦の連携）を重視して取り組みます。

⑤ 教育の質の向上、教職員の教育力を高める環境の確保

様々な連携を活用して、子どもたちの学習機会を工夫します。教職員も一人ひとりの子どもの成長を実感し、より意欲的に成果を取り入れられるような、教職員に過重な負担がかからない仕組みをつくります。

Ⅲ 大綱の推進について

1 （仮称）東大阪市教育施策アクションプランの策定と推進

今後、本大綱の内容を含めた具体的な施策にあたる（仮称）東大阪市教育施策アクションプランを策定します。

平成 28 年度からは、このアクションプランに基づき具体的な施策を推進します。

2 庁内推進体制

大綱の推進にあたっては、教育委員会を中心に、重点的な取組みにおいて連携が必要となる市長部局の関係部局との協議・調整を行いながら進めます。

また、大綱に定める重点的な取組みを効果的に進めるために、具体的な施策にかかる予算などについても積極的に協議を進め、確保を図ります。

3 取組みの評価と検証

大綱に基づく取組みの現状については、年度ごとに総合教育会議に報告し、評価、検証を行います。検証の結果を踏まえ、おおむね2年で見直しを行います。

総合教育会議 構成員

市長	野田 義和
----	-------

(教育委員会)

委員長	乾 公昨
委員長職務代理者	神足 紀陽子
委員	酒井 理
委員	堤 晶子
教育長	西村 保

発行 平成27年10月
東大阪市総合教育会議事務局
〒577-8521
大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市 市長公室 政策調整室
TEL 06-4309-3016
FAX 06-4309-3847

